



- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月に比べて 30%以上減少しなければ事業復活支援金の要件を満たさないことを認識している。以下のような理由で対象月の売上が減少しているということではない。
  - (例)・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
    - ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減少している場合
    - ・行政機関等の要請に基づかない自主的な休業や営業時間短縮により、対象月の売上が減少している場合
    - ・法人成り若しくは事業承継の直後等に営業日数が少なく、対象月の売上が減少している場合
- 事業復活支援金の給付を受けた場合、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、事業復活支援金事務局等から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識している
- 「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「反社会的勢力」ではない
- 今後、事業を継続し、立て直す意識をもっている（廃業又は破産等を予定していない）
- 「宣誓・同意書」（様式1）の内容について理解し、準備しました
- 事業復活支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、事業復活支援金の受給資格を失い、変換する義務があること、不正受給の場合は受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している
- 上記につき代表者が確認しました。事業復活支援金申請のための確認事務を依頼します

記入日 2022/ /

代表者署名（自署）

池田商工会議所使用欄

申請書の内容が相違ないことを確認した

担当者名	会員No.	確認実行日	年 月 日